

ID: 5098

担当部署: 建設水道課

処分の概要	一の所有者による景観協定の認可		
法 令 名 根 拠 条 項	景観法 第90条第1項		
法 令 番 号	平成16年法律第110号		
【基準】			
<p>法第90条第1項及び第2項の規定による。</p> <p>(一の所有者による景観協定の設定)</p> <p>第90条 景観計画区域内の一団の土地(第81条第1項の政令で定める土地を除く。)で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、景観行政団体の長の認可を受けて、当該土地の区域を景観協定区域とする景観協定を定めることができる。</p> <p>2 景観行政団体の長は、前項の規定による景観協定の認可の申請が第83条第1項各号のいずれにも該当し、かつ、当該景観協定が良好な景観の形成のため必要であると認める場合に限り、当該景観協定を認可するものとする。</p>			
景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、平成30年4月1日改正)参照			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	令和5年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日